

商業まちづくり課および関係機関の審査結果

交通	<p>商業まちづくり課の評価</p> <p>経路の周知方法について 駐車場内の看板設置、および折込みチラシにて経路を周知する計画であり、「経路の周知方法」について支障はないと判断している。</p> <p>交通安全対策（車両）について 繁忙時など、多数の来客が予想される場合には交通整理員を配置し、円滑な誘導に配慮する計画であることから、「交通安全対策（車両）」について配慮されていると判断している。</p> <p>交通安全対策（歩行者）について 歩行者通路を設置するとともに、混雑が見込まれる場合には、交通誘導員を配置し場内や出入口周辺の交通安全を確保する計画であることから、「交通安全対策（歩行者）」について配慮されていると判断している。</p> <p>交通に関する総合評価について 交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断している。</p>
	<p>警察本部（令和2年4月6日付け）</p> <p>経路の周知方法について 駐車場内における案内看板の設置、折込みチラシで経路を周知する計画とのことから、「経路の周知方法」については支障ないと判断する。</p> <p>交通安全対策（車両）について 繁忙時など、多数の来客で混雑が予想される場合には交通整理員を配置し、円滑な誘導に配慮する計画であるとのことから、「交通安全対策（車両）」について配慮されていると判断する。</p> <p>交通安全対策（歩行者）について 歩行者用の通行スペースを確保するとともに、混雑が見込まれる場合には、交通誘導員を配置し場内や出入口周辺の交通安全を確保する計画であるとのことから、「交通安全対策（歩行者）」については配慮されていると判断する。</p> <p>交通に関する総合評価について 交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断する。</p>

	土木部（令和2年5月26日付け）
	経路の周知方法について
	商業まちづくり課の評価と同意見。
	交通安全対策（車両）について
	商業まちづくり課の評価と同意見。
交通安全対策（歩行者）について	
商業まちづくり課の評価と同意見。	
交通に関する総合評価について	
商業まちづくり課の評価と同意見。	
対応について	
「一般的要望事項」による対応としたい。	

防犯	商業まちづくり課の評価
	営業時間外の出入口閉鎖、防犯カメラの設置、警備会社による定期的巡回を実施する計画であることから、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断している。
	警察本部（令和2年4月6日付け）
	防犯カメラの設置、営業時間以外の駐車場出入口の施錠、夜間における駐車場の必要最低限の照度の確保、警備会社による夜間における定期的な巡回等の各種防犯対策が講じられており、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断する。
対応について	
「一般的要望事項」による対応としたい。	

騒音	商業まちづくり課の評価
	等価騒音レベル及び夜間の個別騒音の最大値については、すべての予測地点において、基準以下であるため、「騒音に係る事項」について、周辺生活環境に与える影響は小さいと判断している。
	生活環境部（令和2年5月19日付け）
	商業まちづくり課の評価で支障なし。
対応について	
「一般的要望事項」による対応としたい。	

廃棄物	商業まちづくり課の評価
	廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。
	生活環境部（令和2年5月19日付け）
	商業まちづくり課の評価で支障なし。
	対応について
	「一般的要望事項」による対応としたい。

街並み づくり	商業まちづくり課の評価
	街並みづくりに関する各種法令等を遵守して計画することとしていることから、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。
	生活環境部（令和2年5月19日付け）
	商業まちづくり課の評価で支障なし。
	対応について
	「一般的要望事項」による対応としたい。

その他	農林水産部（令和2年3月18日付け）
	意見なし

一般的要望事項	
	1 交通に係る事項
	(1) 来退店車両による周辺道路の混雑緩和の対策に万全を期すこと。
	(2) 交通事故防止及び交通安全の対策に万全を期すこと。
	2 防犯に係る事項
	少年非行防止及び犯罪発生防止の対策に万全を期すこと。
3 騒音の発生に係る事項	
苦情が発生した場合は必要に応じて実態調査を行うとともに、迅速かつ適正な対策を講じること。	
4 廃棄物に係る事項	
廃棄物減量化及びリサイクル推進に関する適切な対応に努め、苦情	

等の問題が発生した場合は迅速かつ適正な対策を講じること。

5 街並みづくり等への配慮等に係る事項

(1) 景観等周辺の街並みとの調和を図るよう努めること。

(2) 光による苦情が発生した場合は必要に応じて実態調査を行うこと。